

令和2年組合議会第2回臨時会（令和2年5月29日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

5月29日(金)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○副管理者の挨拶	6
	○執行部及び事務局職員の紹介	6
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○議事日程の報告	7
	○諸報告	7
	○行政報告	8
	○提出議案の報告及び上程	9
	○提出議案の説明	10
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	11
	○議員提出議案の報告及び上程	12
	○提出議案の説明	12
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	13
	○議員派遣について	15

○管理者の挨拶.....16

○閉会の宣告.....16

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第3号

令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月22日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

- 1 日 時 令和2年5月29日（金） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場
- 3 付議事件
 - (1) 第5号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
 - (2) 議第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則
 - (3) 付議事件 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合議会行政視察の議員派遣について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	砂 川 和 也 議員	2 番	星 野 良 行 議員
3 番	武 藤 倫 雄 議員	4 番	平 田 道 子 議員
5 番	坂 本 敏 治 議員	6 番	井 上 茂 議員
7 番	加 藤 た だ し 議員	8 番	渡 辺 綱 一 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	五 味 雅 美 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	道 下 文 男 議員

不応招議員（なし）

5 月 臨 時 会

第 1 日

令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会 第1日

令和2年5月29日（金曜日）

○議 事 日 程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸 報 告
- 第6 行政報告
- 第7 管理者提出議案の報告及び上程
- 第8 提出議案の説明
- 第9 提出議案に対する質疑
- 第10 討 論
- 第11 採 決
- 第12 議員提出議案の報告及び上程
- 第13 提出議案の説明
- 第14 提出議案に対する質疑
- 第15 討 論
- 第16 採 決
- 第17 議員派遣について
- 第18 閉 会

○出席議員（12名）

1番	砂	川	和	也	議員	
2番	星	野	良	行	議員	
3番	武	藤	倫	雄	議員	
4番	平	田	通	子	議員	
5番	坂	本	敏	治	議員	
6番	井	上		茂	議員	
7番	加	藤	た	だ	し	議員
8番	渡	辺	綱	一	議員	
9番	仲	又	清	美	議員	
10番	五	味	雅	美	議員	
11番	北	村	あ	や	こ	議員
12番	道	下	文	男	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	野	原	悦	子	君
組合事務局長	折	原	和	彦	君
組合事務局長次	稲	垣	達	也	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	柳	下	貴	之	君
参与	金	子	由	則	君
参与	藤	村	伸	一	君
参与	木	村	一	弘	君
参与	天	沼	貞	良	君

参 与 大 津 真 琴 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 石 井 孝 浩 君

書 記 星 井 智 也 君

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（星野良行議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、何かと御多用のところ、御健勝にて本臨時会に御参集賜り、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△副管理者の挨拶

○議長（星野良行議員） 議事に先立ち、去る5月14日付で大島清伊奈町長が副管理者に再就任されましたので、御紹介申し上げます。

大島副管理者より御挨拶をお願いいたします。

〔副管理者 大島 清君 登壇〕

○副管理者（大島 清君） 改めまして、おはようございます。

ただいま御紹介賜りました伊奈の大島でございます。

議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

去る4月の伊奈町の町長選挙におきまして、無投票でございましたけれども2期目当選することができました。皆様方のおかげでございます。ありがとうございました。

なお、町長は当組合の副管理者を務めるということのようでございますので、就任させていただきます。畠山副管理者とともども、小野管理者を一生懸命お手伝いさせていただいて、御支援をしてみたいと思います。議員の皆様方の温かい御指導、御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども御挨拶に代えたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

△執行部及び事務局職員の紹介

○議長（星野良行議員） 次に、桶川市、伊奈町及び当組合の事務局において、去る4月1日付の人事異動により、本組合会計管理者、参与及び事務局職員の交代がありましたので、御紹介申し上げます。

初めに、野原悦子会計管理者。

○会計管理者（野原悦子君） よろしくをお願いいたします。

- 議長（星野良行議員） 続いて、大津真琴参与。
- 参与（大津真琴君） よろしくお願ひします。
- 議長（星野良行議員） 続いて、折原和彦事務局長。
- 組合事務局長（折原和彦君） よろしくお願ひいたします。
- 議長（星野良行議員） 以上で紹介を終わります。
-

△会議録署名議員の指名

- 議長（星野良行議員） これより議事に入ります。
- 初めに、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、
- 5番 坂本敏治 議員
- 8番 渡辺綱一 議員
- 以上、2名を指名いたします。
-

△会期の決定

- 議長（星野良行議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。
-

△議事日程の報告

- 議長（星野良行議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願ひします。
-

△諸報告

- 議長（星野良行議員） この際、諸般の報告をいたします。
- 地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めておりますので、御了承願ひします。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、し尿処理施設整備基本構想につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長（星野良行議員） 次に、行政報告のため、管理者から発言を求められておりますのでこれを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多用中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス特別措置法に基づきまして、4月7日に発出された国の緊急事態宣言も、先日5月25日に解除され、今後の社会経済活動の段階的な再開に向けまして、政府から指針が示されたところでございます。当組合といたしましても、新たな感染拡大を防止するためにも、引き続き、感染予防対策の徹底を継続してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、4月21日に告示されました伊奈町長選挙におきまして、大島町長さんが無投票にて2期目の再選を果たされました。心よりお祝い申し上げます。引き続き、副管理者として、衛生組合の運営に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

お手元にお配りさせていただきました、し尿処理施設整備基本構想の概要版のほうを御覧いただきたく存じます。

まず、1ページ上段を御覧ください。

初めに、し尿処理施設整備基本構想を作成した目的でございますけれども、近年の少子高齢化社会及び人口減少に伴い、今後のし尿処理の在り方について検討する時期と考へ、し尿処理施設の今後の長期安定的な施設運営を見据えた施設整備を検討する基礎資料として策定したも

のでございます。

次に、し尿処理の状況でございますが、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少傾向で推移しており、今後におきましても長期的に減少傾向が続くものと推測されております。また、施設につきましても、稼働から約29年が経過しており、経年的な老朽化が進行しております。

次に、2ページの(3)し尿処理の課題といたしましては、浄化槽汚泥の混合率の上昇から、生物化学処理の弊害が生じ、当初の設計条件と乖離している状況がございます。

次に、施設整備の考え方、基本方針につきましては、施設整備方法の検討として、2つの整備方案を検討しております。循環型社会形成推進交付金事業として実施した場合の延命化方案と更新方案について検討しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

経済性の比較といたしまして、概算事業費を掲載してございますが、施設整備に対する不確定要素が多いため、これらのリスクを見込んだ概算事業費としまして、延命化方案で約36億円、更新方案で約47億円となっております。

なお、この概算事業費には、第一施設の解体撤去費は含んでおりません。第一施設を解体撤去した場合、アスベストの状況等により大きく異なりますが、解体撤去費として約5億円程度と見込んでいるところでございます。

次に、5ページの4、今後の検討事項として、施設整備を行うに当たり検討しておくべき事項でございますが、1つ目は、現有施設の現状把握、2つ目は、汚泥再生処理センター適用とした場合の検討事項、3つ目は、構成市町の生活排水処理基本計画の中での位置づけ、4つ目は、し尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少は全国的な傾向から、国において施設の集約化や広域的な処理を推奨していることから、広域処理の可能性についての検討の必要性でございます。

次に、6ページの今後のスケジュールでございますが、事業計画確定後、整備完了までは約7年程度の期間はかかるものと見込まれます。今後、構成市町と十分協議を行いながら、また、議員各位の御協力をいただきながら、長期的な視野に立ち、鋭意検討してまいりたいと存じますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（星野良行議員） 以上で、管理者の行政報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、本臨時会に管理者から第5号議案の議案1件の提出がありま

したので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 次に、本臨時会に管理者から提出されました第5号議案について議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、本臨時会におきまして御審議いただきます第5号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

第5号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてでございますが、鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

以上で提案説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 続いて、当局からの細部説明を求めます。

折原事務局長。

〔組合事務局長 折原和彦君 登壇〕

○組合事務局長（折原和彦君） おはようございます。

第5号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について補足説明をさせていただきます。お手元の第5号議案参考資料に基づきまして説明させていただきますと存じます。

1の提案理由でございますが、鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更につきましては、以前、行田市と鴻巣市——当時は吹上町でございましたが、そちらで設立しました一部事務組合の彩北広域清掃組合に北本市が新たに加わり、新ごみ処理施設に関する事務を行うということで、平成26年4月に規約を変更

し、鴻巣行田北本環境資源組合と名称変更した経緯がございます。

このたび、鴻巣行田北本環境資源組合で進めてきました新ごみ処理施設の計画の白紙解消に伴いまして、構成市の北本市が離脱し、規約変更の手続によりまして、令和2年4月1日付で名称を彩北広域清掃組合に変更することによるものでございます。

次に、2の変更の内容でございますが、(1)につきましては、埼玉縣市町村総合事務組合規約第3条の別表第1に記載されています組合を組織する地方公共団体であります組合市町村の名称を変更するものでございます。

(2)につきましては、同組合規約第4条の別表第2の共同処理する事務の第4条第1号に掲げる事務でございます、常勤の職員に対する退職手当に関する事務を共同処理する地方公共団体を改めるものでございます。

この内容につきましては、次のページの2ページの5、新旧対照表としまして、別表第1、別表第2を掲載しておりますので、御確認をいただきたいと存じます。

前のページに戻りまして、3の施行期日でございますが、埼玉県知事の許可のあった日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（星野良行議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。休憩中、質疑、討論がある方は事務局まで通告書を提出願います。

(午前10時15分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時17分)

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

第5号議案 埼玉縣市町村総合事務組合規約変更について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員です。

したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

△議員提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、議員から議第1号議案の議案1件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 議員から提出されました議第1号議案について議題といたします。提出者から提出議案に対する説明を求めます。

9番、仲又清美議員。

〔9番 仲又清美君 登壇〕

○9番（仲又清美君） おはようございます。

桶川市の仲又清美です。

議第1号議案につきまして、皆様のお手元に議案が配布されておりますので、その概要を説明させていただきます。

本議案は、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、正副議長、代表者会議を位置づけたいので、提案するものでございます。

議第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則。

上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を次のとおり改正します。

令和2年5月29日提出。

提出者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議員、仲又清美。

賛成者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員、道下文男。

賛成者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員、五味雅美。

この会議規則の改正は、上尾、桶川、伊奈衛生組合が設立された以降、慣例で行われてきました正副議長、代表者会議につきまして、会議規則第1章の2として位置づけるものでございます。

第82条の2は、上尾市、桶川市、伊奈町から選出された議員の意見の調整、連絡、協議等を行うための場として、正副議長、代表者会議を設けるというものでございます。

第82条の3は、代表者会議の構成として、正副議長及び構成市町から選出された議員のうちの代表者とするものでございます。

第82条の4は、会議の招集及び議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行うということ、また、会議は全員の出席が原則となっているというものでございます。

第82条の5は、協議する事項を記載してございます。

第82条の6は、代表議員は、正副議長、代表者会議で決められた事項については、所属する構成市町の議員に周知することとしたものでございます。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきますが、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（星野良行議員） 以上で、議案の説明を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。休憩中、質疑、討論がある方は事務局まで通告書を御提出願います。

(午前10時22分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時52分)

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、発言を許します。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 議員提出議案ですから、私ども、もうちょっと議員同士がお互いに聞いておけばよかったんですが、御足労願いまして申し訳ございません。

2点ほど伺いたいと思います。

1つは、取り決め事項というのがあるんですけども、これには周知というふうに書かれております。素朴な疑問として、みんなに知らせた後はどうするのかな。守るべきもの、守らなくていいもの、そんなものもあるのかなということがありましたので、周知ということのみなのか。要するに、強制力がどの程度あるのか、その点について、効果とともに伺いたいと思います。

次に、規則に占める意味、先ほどの提案理由で、長年慣例で行われていたことを規則にするということを提案理由で御説明なさいました。あえて、じゃ、慣例でまずかったこと、それからその意味の、規則にする意味というのはどのように考えられているのか、その2点について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する提出者の答弁を求めます。

9番、仲又清美議員。

○9番（仲又清美君） ただいま北村議員さんよりいただいたご質問に対してお答えを申し上げます。

質問が2点あったかと思えます。

1つは、この規則の扱いについて、周知という部分に関して、どれだけ守るべきものがあるのか、また、そういった拘束力があるのかということかと思えます。もう1点は、今まで慣例で行われたものをそのままここに載せていくという、そういった意味について、今後の考え方ということなのかなというふうに思いましたが、そのことについてお答え申し上げます。

まず、1点目の周知の強制力という部分では、今まで正副議長、代表者会議で決められた事項に関しては、慣例では、連絡をする、構成議会の議員さんには代表者として代表者会議で決まったことを単にお伝えしていくというような形で、拘束力は今までございませんでした。拘束力という部分に関しては、代表者会議は規則でございまして、法的な強制するものはありません。ただ、今後、代表者間の中では、今まで組合では議会運営委員会というものを位置づけしておりませんでした。ですので、例えば周知に関しても、どこまで強制をすることかという御質問に関しては、代表者会議を規則の中で位置づけた後、また、正副議長、代表者

会議の中でそういったことについても検討が必要であるのかなというふうに考えております。

同じような内容になりますが、条例化をしていく意味、また、意見調整の場という部分でも、今お話ししたような議会運営委員会という設置も、ほかの事務組合では当初からございましたが、衛生組合議会ではありませんでしたので、今後はまた各構成市町の議員さんの意見をしっかりと代表者は確認した上で、こういったことも検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

議第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員です。

したがって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

△議員派遣について

○議長（星野良行議員） 次に、令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の議員派遣について議題といたします。

さきの令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会において、本年7月2日から7月3日まで、宮城県登米市へ議員派遣を行うことに決定したところではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、これを中止とし、本年度の行政視察を行わないこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 異議なしと認め、このように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（星野良行議員） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日御提案申し上げました議案につきましては、熱心な御審議を賜り、御議決をいただき、誠にありがとうございました。

冒頭御挨拶でも申し上げましたけれども、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止につきましては、引き続き、新たな感染拡大防止に向けて組合としても取組を進めるとともに、新しい生活様式を踏まえながら、適切な組合運営に努めてまいります。

また、各市町の6月定例会を間近に控えておられると思いますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（星野良行議員） 以上をもちまして、令和2年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 星 野 良 行

議 員 坂 本 敏 治

議 員 渡 辺 綱 一

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

(議員提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（1件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
5		埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	2 5. 29	2 5. 29	原案可決

議員提出のもの（1件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則	2 5. 29	2 5. 29	原案可決